

介護保険

シルバーガイドブック

令和7年10月版

介護保険について

介護保険のしくみ	P 1
大切な介護保険料	P 2
サービス利用の流れ	P 5

介護保険サービス

総合事業とは	P 6
要介護認定の手続き	P 11
介護サービスの種類	P 12
利用者負担について	P 17

介護・高齢者の支援

介護支援サービス	P 21
高齢者支援サービス	P 22
高齢者生きがい活動	P 27
介護保険外の支援	P 29
介護保険外の施設	P 30

本冊子に掲載の情報は、令和7年10月1日現在の情報を掲載しています。
内容は変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、無断で転写、転載すること
はご遠慮ください。

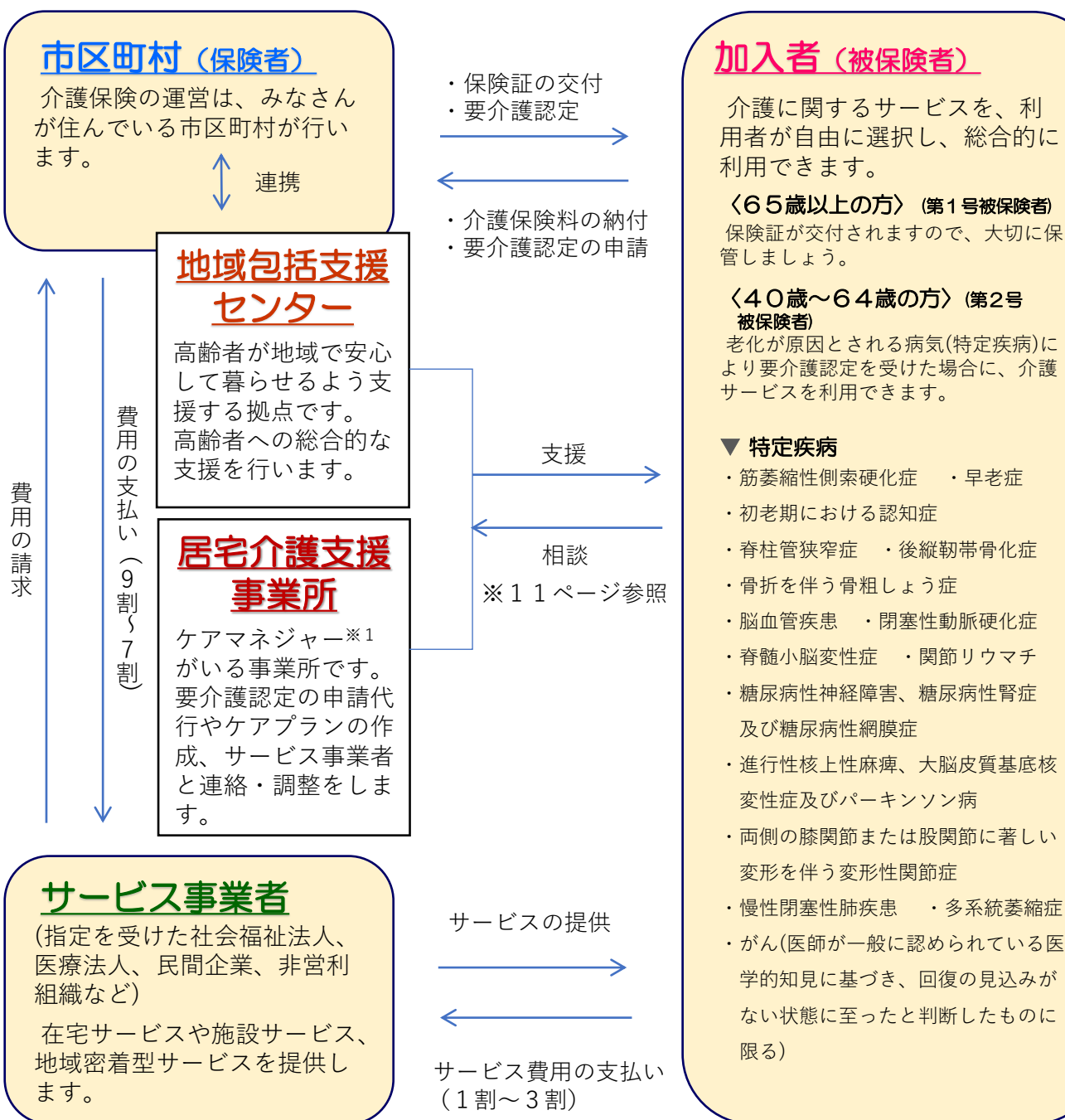
江南市役所（代表） ☎0587-54-1111

・ 介護保険課（直通）
介護保険料について ☎0587-50-0240
介護予防について ☎0587-50-0229
介護認定について ☎0587-50-0244
介護給付について ☎0587-50-0238

・ 地域ふくし課（直通） ☎0587-50-0223

介護保険のしくみ

介護保険制度は、わたしたちが住む市区町村が運営しています。
介護が必要になったときには、費用の一部を負担することでサービスを利用できるしくみとなっています。



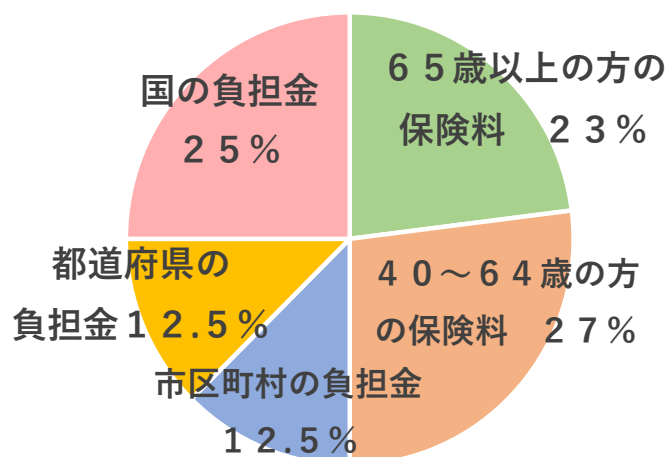
※1 ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護が必要になったときに、心身の状態に合ったサービスが利用できるよう、一緒に考えてくれる相談者です。

大切な介護保険料

介護保険は、公費（国・都道府県・市町村の負担金）と40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源となっています。

▼令和6年度～令和8年度の財源割合



高齢社会での介護を、社会全体で支えるという目的で作られたのが介護保険です。

健全な制度運営のために、介護保険料は必ず納めましょう。



40歳～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

	国民健康保険に加入している方	職場の健康保険に加入している方
決め方	国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。 ※保険料の一部を事業主が負担します。
納め方	医療分・介護分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。	医療分・介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40歳から64歳の被扶養者は、個別に保険料を納める必要はありません。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の介護保険料基準月額、3年ごとに策定される介護保険事業計画の計画期間に必要な介護サービスの費用などの見込額を基に算出します。令和6年度から8年度までの基準額は5,635円となります。

$$\text{基準額（月額）} = \frac{\text{江南市の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{江南市の第1号被保険者数}} \div 36\text{か月}$$

〈 令和7年度～令和8年度 所得段階別 保険料年額 〉

所得段階	対 象	保険料年額
第1段階	●生活保護を受けている方 ●市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方	19,200円
第2段階	●市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円超120万円以下の方	32,700円
第3段階	●市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	46,300円
第4段階	●世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方	60,800円
第5段階 (基準額)	●世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円を超える方	67,600円
第6段階	●本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が120万円未満の方	81,100円
第7段階	●本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	87,900円
第8段階	●本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	101,400円
第9段階	●本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	114,900円
第10段階	●本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	128,400円
第11段階	●本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	142,000円
第12段階	●本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	155,500円
第13段階	●本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	162,200円
第14段階	●本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	169,000円
第15段階	●本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	175,800円
第16段階	●本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が1,200万円以上の方	182,500円

※ 1 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、

第1~5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

※ 2 課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※ 3 令和7年度からの基準所得額について

令和6年に支給される老齢基礎年金（満額）が80万円を超えることを踏まえ、第1,第2,第4,第5の合計所得金額と課税年金収入金額の合計を80万円から80.9万円に変更します。

保険料の納め方

年金額によって納め方は2種類に分かれています。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分からです。

特別徴収

みなさんへ支給される年金から、保険料があらかじめ差し引かれます。対象は年金が年額18万円以上の方です。

※老齢福祉年金等は特別徴収の対象外です。

前年度から継続して特別徴収の方の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。



前年度2月の保険料額をもとに、仮の保険料額を納付します。

前年の所得をもとに年間の保険料を算定し、そこから仮徴収分を除いて調整された金額を納付します。

普通徴収

送付される納付書により、保険料を市に個別に納付します。対象は年金が年額18万円未満の方です。（口座振替に変更できます）

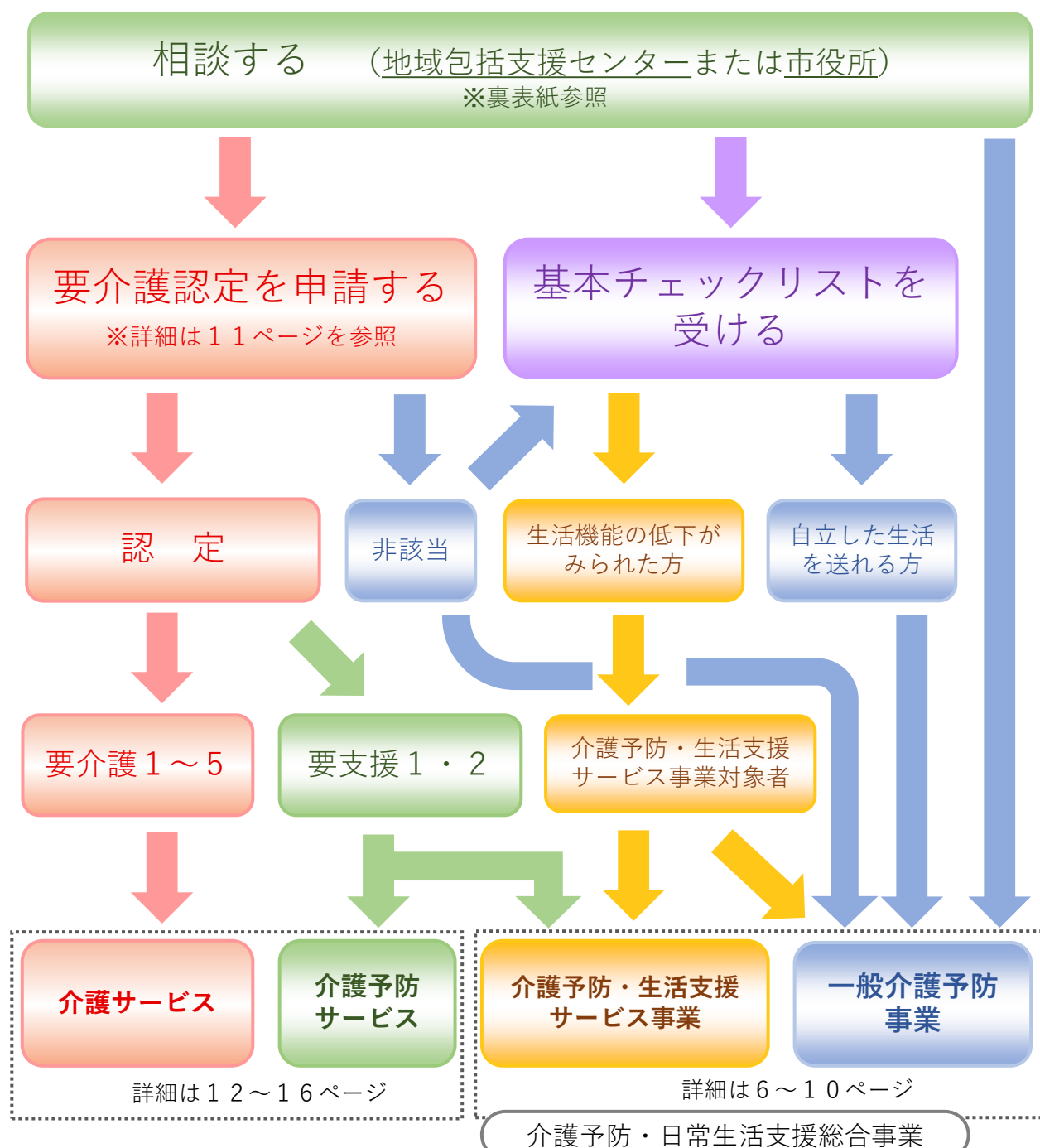
年金額が18万円以上の方でも、以下の場合は普通徴収になります。

- 年度初め（4月1日）の時点で年金を受けていなかったとき
- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき など

※年度途中でも、65歳以上になった方や、他の市町村から転入してきた方などは、おおむね半年程度で特別徴収へ切り替わります。

サービス利用の流れ

どんなことで困っているのか、どんなサービスを利用したいのか、まずは、地域包括支援センターや市役所の窓口相談してみましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。



※介護予防・生活支援サービス事業対象者となったあとでも要介護認定を申請できます。

介護予防・日常生活支援総合事業 以下、総合事業 とは

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、

介護予防・生活支援サービス事業 と **一般介護予防事業** の2つからなります。

介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】

- ・ 65歳以上の要支援1・2の方
- ・ 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

- 訪問型サービス → 7ページ
- 通所型サービス → 7ページ
- 生活支援サービス → 16ページ

一般介護予防事業

→ 詳細は9ページ

【対象者】

65歳以上の高齢者

- ★ 体操教室
- ★ 転倒・認知症予防教室
- ★ 趣味・教養の教室
- 講師派遣型運動教室
- 高齢者教室

★印の教室は、要支援・要介護認定を受けていない方が参加できます。

基本チェックリストとは？



基本チェックリストは25問の簡単な質問の回答から、年齢と共に低下する生活機能の状態を確認できる、65歳以上の高齢者を対象にしたチェック表です。

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合は、基本チェックリストによる判定のみで、サービスを利用できます。生活機能の低下を感じる方は、地域包括支援センターや市役所の窓口にご相談してみましょう。

訪問型

訪問介護相当サービス

訪問ヘルパーが利用者宅を訪問し、食事・入浴排せつ等の従来型の身体介護サービスを提供します。
〈月4回利用標準額 1,226円〉

ぷち・へるぱー

訪問ヘルパーが利用者宅を訪問し、調理、掃除、買い物等の生活支援サービスを提供します。
〈月4回利用標準額 931円〉

ちいきのへるぱー

住民主体の自主活動として行う生活援助を提供します。
→詳細は8ページ

短期集中予防サービス

リハビリ職等が利用者宅を訪問し、短期集中（3ヶ月程度）で生活機能向上のための指導を行います。
〈月1回利用標準額 590円〉

通所介護相当サービス

利用者が通所介護施設に通い、他の利用者と共に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどの提供を受けます。
〈月4回利用標準額 1,847円〉

通所型

ぷち・でい

利用者が通所介護施設に通い、他の利用者と共にレクリエーションなどの提供を受けます。
〈月4回利用標準額 1,636円〉

ちいきのでい

体操・運動等の活動など、自主的な通いの場を提供します。
→詳細は8ページ

短期集中予防デイ

市内の医療機関・社会福祉法人・接骨院等が短期集中（3ヶ月程度）生活機能向上のための指導を行います。
〈月4回利用標準額 2,240円／1,880円〉

元気なうちから、 地域の活動に参加しよう！

身体の調子が悪くなると、自分らしい生活が送れなくなってしまいます。普段から積極的に活動し、体力や気力の衰えを防ぐことが大切です。

地域には、サロン等の憩いの場や、体操教室、趣味の場といった場所がたくさんあります。ぜひ、みなさんの生きがいの場で、健康維持を目指しましょう！

体操教室

サロン

井戸端会議

ボランティア



グラウンド・ゴルフ

地域清掃

イベント

ちいきのへるぱー 掲示板

公益社団法人江南市シルバー人材センター

江南市古知野町花霞74 ☎ 0587-56-2155

ホームページ <https://webc.sjc.ne.jp/konan/>

高齢者の方が、日常生活でこまったときに、同世代の会員が親身になって、心の通うお世話を目指しています。

- ・草取り、掃除、洗濯、炊事、整理、片付けなどの家事手伝い
- ・簡単な身の回りの世話
- ・話し相手、病院への付き添い

ちいきのでい 掲示板

永正寺 d e ラジオ体操

江南市高屋町中屋舗46 永正寺 ☎ 0587-56-2584

◇ 日程 毎週月～金曜日（年始年末、祝日、雨天を除く）7:30～7:40

◇ 内容 自然に囲まれた屋外での毎朝のラジオ体操。

心身ともに気持ちの良い1日のスタートをくれます。

一緒に「健康増進、介護予防」をしませんか。

自力整体サークル

◇ 日程 第2・3・4週の土曜日 9:15～11:00

◇ 内容 ストレスのない身体作り、介護を必要としない身体づくり、脳への血流を高め関節、筋肉を緩めて気の流れを良くし、身体を整えていきます。

◇ 費用 1回 1,000円

◇ 詳しくは、滝（0587-55-5965又は080-3632-2397）にお問い合わせください。

カフェ ラ・ポーズサン

江南市河野町五十間73 第2サンライフ江南 ☎ 0587-57-9811

◇日程 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 9:00～16:00

◇内容 地域の方々の自立支援と生活の質の向上のため、交流の機会、役割を提供します。カフェスペースとして利用し、囲碁など多世代が自然と集まる場所を提供します。

◇費用 ドリンク 1杯 100円

介護予防きょうしつ
掲示板

広報でお知
らせします

足腰弱らん教室

運動が苦手な方でも気軽に参加できる、腰痛・肩こり・膝痛予防の体操教室です。

◇期間 4～9月、10～3月

◇会場 市内学供、ふれあい会館 など

◇お問い合わせ 介護保険課



楽しく健康づくり教室

理学療法士の指導のもと、転倒予防のための体操や認知症予防のための講座を行う教室です。

◇講師 理学療法士および作業療法士

◇期間 4～9月、10～3月

◇会場 第2サンライフ江南 など

◇お問い合わせ 介護保険課

ちいきのきょうしつ

運動・趣味・教養など、いろいろなジャンルをテーマにした、誰でも気軽に参加できる教室です。

- ◇ 講師 “ちいきのせんせい”
- ◇ 会場 市内学習等供用施設 など
- ◇ お問い合わせ 介護保険課

**ちいきのせんせい
募集しています！**

詳しくは介護保険課まで
お問い合わせください。

ちいきのうんどうきょうしつ (講師派遣型運動教室)

地域の公会堂や公民館などに6か月間講師を派遣します。運動習慣をつけ、地域で自主的に活動できるようサポートします。

- ◇ お問い合わせ 介護保険課

高齢者教室

「健康づくり・生きがいくくり・仲間づくり」を合言葉に市内5か所で教室を開催しています。

- ◆ 参加資格 ①市内に住所を有する、おおむね60歳以上の方
②年間10回(月1回)の講座におおむね参加できる方
- ◆ 内 容 講話、社会見学、マジックショーなどを開催しています。

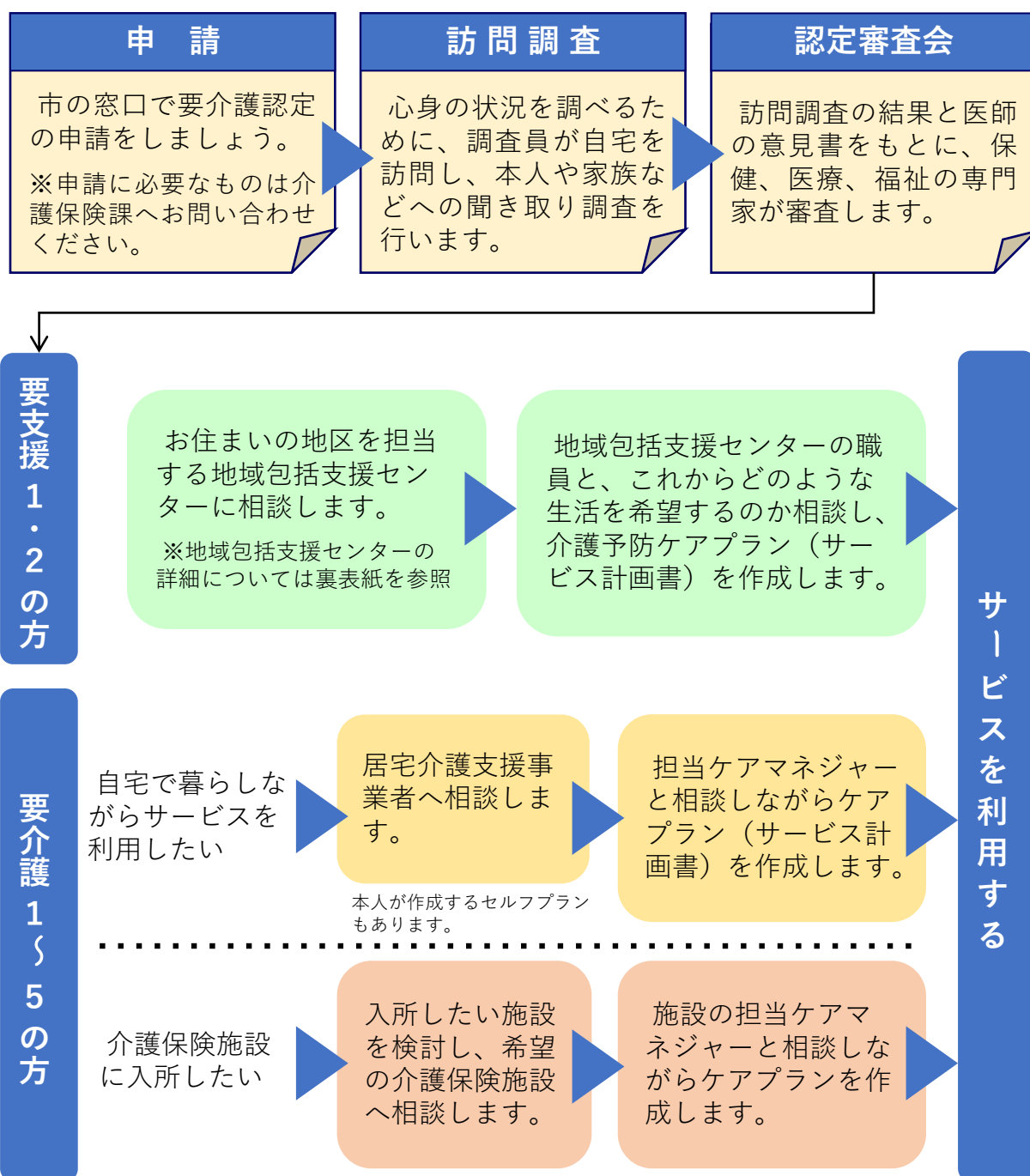
〈会 場〉

教 室 名	対 象 地 区	会 場
第1教室	古知野地区	市民文化会館
第2 北部教室	布袋北部地区	布袋ふれあい会館
第2 南部教室	布袋南部地区	布袋南部学供
第3 教室	草井・村久野・般若地区	草井学供
第4 教室	宮田地区	宮田学供

- ◆ 申込み 個人申込書、運営諸費(1,000円)を
江南市役所 介護保険課にて受付しております。
☎0587-50-0229

要介護認定の手続き

介護サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。要介護認定の手続きの流れは以下のとおりです。



介護サービスの種類

介護保険で利用できるサービスには、「在宅で利用する」「施設に通う」「施設に入所する」など、利用者の状況に合わせた様々な形態があります。

事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方）、要支援1・2の方は、介護予防サービス及び◆印のサービスが利用できます。

サービスの種類	
在宅で利用する	◇ 訪問介護(ホームヘルプ) 訪問ヘルパー、食事・入浴・排せつ等の身体介護や調理・掃除などの生活援助を受けます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。 ◆ 総合事業訪問型サービス 訪問ヘルパーによる掃除・洗濯など、自立のための生活援助を受けます。
	◇ 訪問入浴介護 看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。 ◇ 介護予防訪問入浴介護 居宅に浴室が無い場合や感染症などで、その他の施設における浴室の利用が困難な場合に、訪問による入浴介護を行います。
	◇ 訪問リハビリテーション（介護予防を含む） 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。 （要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。）
	◇ 訪問看護（介護予防を含む） 疾患等を抱えている人について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。 （要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。）
	◇ 居宅療養管理指導（介護予防を含む） 医師・薬剤師・管理栄養士などが訪問して、療養上の管理や指導を行います。 （要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。）

	サービスの種類
施設に通う	◇ デイサービス（通所介護） 通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどを受けます。 ※送迎費用は含まれます。 ※食費は別途自己負担となります。 ※筋力向上、栄養改善、口腔機能向上などの追加サービスを受けた場合には別途費用がかかります。
	◆ 総合事業通所型サービス 通所介護施設に通い、生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを受けます。
	◇ デイケア（通所リハビリテーション【介護予防を含む】） 介護老人保健施設や医療機関に通い、日帰りのリハビリテーションを受けます。 ※送迎費用は含まれます。 ※食費は別途自己負担となります。 ※筋力向上、栄養改善、口腔機能向上などの追加サービスを受けた場合には別途費用がかかります。

	サービスの種類
施設に泊まる	◇ ショートステイ（短期入所生活介護【介護予防を含む】） 介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練を受けます。 （要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。） ※食費・滞在費は別途自己負担となります。 ※連続した利用日数は30日までです。
	◇ 医療型ショートステイ（短期入所療養介護【介護予防を含む】） 介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の介護や医療上のケアを受けます。 （要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。） ※食費・滞在費は別途自己負担となります。 ※連続した利用日数は30日までです。

その他	◇ 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む） 有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設に入居している方が、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けます。 （要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。） ※内容や費用などは施設によって異なりますので、各施設に確認してください。
-----	--

	サービスの種類
施設に入る	◇ 特別養護老人ホーム（特養、介護老人福祉施設） 常時介護を必要とし、居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けます。入所できるのは、原則要介護3以上の方です。
	◇ 介護老人保健施設（老健） 病状が安定している方が、医学的な管理のもとでの介護や在宅復帰のためのリハビリテーションを中心としたケアを受けます。
	◇ 介護医療院 急性期の治療を終え、長期間にわたり療養が必要な方が入所して、医療や看護または介護を受けます。また、介護医療院は、生活施設としての機能も備えています。

■ 地域密着型サービス

介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり支援します。

地域密着型サービスは江南市民の方が利用できるサービスです。

	サービスの種類
在宅で利用	◇ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行います。 ※要介護の方が利用できます。

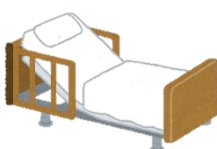
	サービスの種類
施設に通う（泊まる）	◇ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む） 通所系のサービスを中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。 （要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。）
	◇ 認知症対応型通所介護（介護予防を含む） 認知症の高齢者の方がデイサービスに通い、食事・入浴等のサービスや機能訓練を受けます。 （要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。）
	◇ 地域密着型通所介護 定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどを受けます。 ※要介護の方が利用できます。

サービスの種類	
施設に入る	◇ グループホーム（認知症対応型共同生活介護） 認知症の高齢者の方が、日常生活上の支援や介護を受けながら、少人数で共同生活をします。 ※要支援2及び要介護の方が利用できます。
	◇ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所し、日常生活上の支援や介護を受けます。 ※原則要介護3以上の方が利用できます。

■ 福祉用具（レンタル/購入）

日常生活の自立を助けるために、福祉用具を借りることができます。
利用者負担はレンタル料の1割～3割です。

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、購入費を支給します。
年間10万円までが上限で、その1割～3割が自己負担となります。

福祉用具レンタル	
要支援1以上	○ 手すり ○ 自動排せつ処理装置（尿のみを吸引するもの）
要介護2以上	○ 車いす（電動車いす含む） ○ 車いす付属品 ○ 特殊寝台・特殊寝台付属品 ○ 床ずれ防止用具 ○ 体位変換器 ○ 認知症老人徘徊感知機器 ○ 移動用リフト（つり具を除く）
要介護4以上	○ 自動排せつ処理装置（排便機能を有するもの） 

※用具の種類、事業者によってレンタル料は異なります。

福祉用具購入	
要支援1以上	○ 腰掛便座 ○ 自動排せつ処理装置の交換可能部品 ○ 入浴補助用具（入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす等） ○ 簡易浴槽 ○ 移動用リフトのつり具部分 ○ 排泄予測支援機器

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりません。

※原則として、同じ種類の福祉用具に対して2回以上支給を受けることはできません。

※購入後に申請が必要です。

レンタルか購入を選択	
要支援1以上	○ スロープ ○ 歩行器 ○ 歩行補助つえ 

■ 住宅改修費支給



手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、住宅改修費を支給します。

上限を20万円として、その1割～3割が自己負担となります。工事前に保険給付の対象になるかどうかをケアマネジャーか市の窓口にご相談しましょう。

※工事前に申請が必要です。

手続き① 事前申請

ケアマネジャーに相談

→事前確認書類の提出

→市（保険者）による事前承認



工事施行・完成



手続き② 事後申請

住宅改修費の支給申請

→市（保険者）による確認

→支給決定・住宅改修費支給



対 象 工 事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取り替え
- 洋式便器等への便器の取り替え

■ 生活支援サービス

給食サービス

◇ 内容

栄養改善と安否確認を目的として、市と契約をしている事業者の給食サービスを手渡しで利用した場合に、費用の一部を助成します。

（助成額は1食250円）

助成を受けられるのは、月曜日～金曜日（年末年始を除く）の週5日以内で、昼食または夕食のどちらかです。 ※おかずのみの利用は助成対象外

◇ 対象

基本チェックリストに該当する方もしくは要支援・要介護認定を受けている方で、以下の条件を満たす方

・65歳以上のひとり暮らしの方

・高齢者のみの世帯（基本チェックリストに該当する方のみの世帯は除く）

※同一敷地内に家族が居住している者又はこれに類する者を除く。

◇ お問い合わせ

介護保険課

利用者負担について

Q. 介護保険の負担割合は「〇割」？

介護保険サービスの負担割合は原則「1割」で、一定以上の所得がある人は「2割または3割」（①～③すべてに該当する方）となります。

			2割負担の方	3割負担の方
本人	① 住民税課税状況		課税されている	課税されている
	② 合計所得金額		160万円以上	220万円以上
世帯	③ 世帯の65歳以上の方の年金収入＋その他合計所得金額	単身世帯	280万円以上	340万円以上
		2人以上	346万円以上	463万円以上

※40歳～64歳の方は所得等にかかわらず1割負担です。

Q. サービスはどれだけ使えるの？

介護保険の主な在宅サービスを利用する際には、要介護度ごとに利用できるサービスの量に上限が設けられています（支給限度額）。

支給限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担となります。

主な在宅サービスの支給限度額

要介護区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

支給限度額が適用されないサービス

- ・（介護予防）居宅療養管理指導
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・（介護予防）特定福祉用具販売
- ・（介護予防）住宅改修費支給
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

施設サービスの費用

施設サービスは、介護の必要な程度や施設の種類等によって、費用が定められています。支給限度額はありません。サービスを利用した時には、費用の1～3割を負担します。また、食費、居住費と日常生活費は、利用者負担となります。

Q. 「高額介護サービス費」って何？

サービスの自己負担が上限額を超えたときには、その超えた分の支給を受けることができます。（複数の利用者がいる世帯は、その合計額で計算します）

※ 支給の対象となる方には市から申請書を送付します。届いた申請書に記入して提出してください。

段 階 区 分		上限額(月額)	
①	生活保護受給者、又は、利用者負担を15,000円とすることで生活保護の受給者とならない方	個人	15,000円
②	住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者又は合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ※令和年7年8月1日からは、80.9万円に変更されます。	世帯	24,600円
		個人	15,000円
③	住民税非課税世帯で②以外の方	世帯	24,600円
④	住民税課税世帯で課税所得380万円未満の方	世帯	44,400円
	住民税課税世帯で課税所得380万～課税所得690万円未満の65歳以上の方がいる世帯	世帯	93,000円
	住民税課税世帯で課税所得690万円以上の65歳以上の方がいる世帯	世帯	140,100円

Q. 医療と介護、両方の負担が大きくなってしまったら？

年間を通して医療保険・介護保険の費用負担が高額となった場合、「**高額医療合算介護サービス費**」として、限度額を超えた分の支払いを受けることができます。

※ 対象者には「お知らせ」が届きます。お知らせに記載のある医療保険窓口で申請してください。

▼ 自己負担限度額《毎年8月～翌年7月》 ※ 平成30年8月～

所得区分	70歳未満の方がいる世帯	所得区分	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受けている方がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円



負担軽減などを受けるためには申請が必要です。
申請する方は、介護保険課へお問い合わせください。

■ 介護保険負担限度額

介護保険施設の「居住費（滞在費）」「食費」は、低所得の方の負担が軽減されます。限度額は、以下の段階ごとに決まります。

本人・配偶者・世帯員が住民税非課税で、

- ・ 第1段階 生活保護または老齢福祉年金を受給している方
- ・ 第2段階 その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円(※1)以下で、預貯金等の金額が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下の方
(※1)令和7年8月1日からは、80.9万円に変更されます。
- ・ 第3段階① その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円(※1)を超え120万円以下で、預貯金等の金額が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下の方
(※1)令和7年8月1日からは、80.9万円に変更されます。
- ・ 第3段階② その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円を超え、預貯金等の金額が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下の方
- 40歳～64歳の方は、預貯金等の上限が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

	居住費等の限度額(日額) ※介護老人福祉施設(地域密着型も含む)と短期入所生活介護を利用した場合は () 内の金額				食費の 限度額 (日額)	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービ ス	短期入 所サー ビス
基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円又は 697円(※2) (915円)	1,445円	1,445円
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階 ①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階 ②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

対象施設：

介護老人福祉施設（地域密着型も含む）、介護老人保健施設（老健）、介護医療院

(※2) 令和7年8月1日から、室料を徴収する場合の基準額は697円になります。



負担軽減などを受けるためには申請が必要です。
申請する方は、介護保険課へお問い合わせください。

■ 社会福祉法人利用者負担軽減（社福軽減）

社会福祉法人の介護保険サービスを利用する場合、利用者負担額が軽減される場合があります。対象となるのは、次の（１）～（４）全てに該当する方です。

- （１）本人及び同一世帯員の
 - ①住民税が非課税の方
 - ②年間収入が単身で１５０万円（世帯員が１人増えるごとに５０万円加算）以下の方
 - ③預貯金などの額が単身で３５０万円（世帯員が１人増えるごとに１００万円加算）以下の方
- （２）日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない方
- （３）負担能力のある親族などに扶養されていない方
- （４）介護保険料を滞納していない方



■ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）家賃補助

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）において、家賃の費用負担が困難な低所得者に対し家賃の一部が助成される場合があります。

●対象者（次の（１）～（５）全てに該当する方です）

- （１）市内に住所を有し、市内のグループホームを利用している方
- （２）市民税非課税世帯の方、かつ配偶者が市民税非課税である方
- （３）預貯金等の額が単身１,０００万円以下、夫婦２,０００万円以下
- （４）介護保険料を滞納していない方
- （５）生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者でない方

●助成額

１人当たり 上限 １０,０００円／月

介護支援サービス

各サービスや支援を受けるためには申請が必要です。

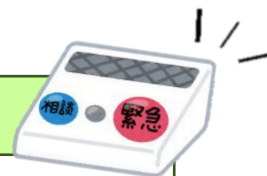
在宅 ねたきり 老人等 介護慰労	寝たきりの高齢者を常時介護している方を慰労します。 ◇ 対象 65歳以上の要介護4・5と判定された在宅の方を同居で介護している家族 ◇ 慰労金 月額2,000円を年2回に分けて、指定口座に振り込みます。※1 ◇ お問い合わせ 地域ふくし課
紙おむつ 購入費 助成	寝たきりの高齢者で紙おむつが必要な方に購入費用を助成します。 ◇ 対象 65歳以上の要介護4・5と判定された在宅の方で、紙おむつが必要な方 ◇ 助成 月額2,500円の助成券を年2回に分けて交付します。※1 ◇ お問い合わせ 地域ふくし課
寝具洗濯	高齢者が毎日使用している寝具の洗濯を行います。 ◇ 対象 ・65歳以上のひとり暮らしの方で、住民税が非課税の方 ・要介護3～5と判定された在宅の高齢者の方で、生計中心者の住民税が非課税の方 ◇ 洗濯できる寝具 敷布団、掛布団、毛布 ◇ 洗濯の回数 年2回（7月・12月） ◇ 費用 無料 ◇ お問い合わせ 地域ふくし課
訪問理髪	重度要介護状態の高齢者のお宅に、お近くの理容師または美容師が訪問します。 ◇ 対象 ・65歳以上の要介護4・5と判定された在宅の方 ・療育手帳で障害程度をAと判定された方で、身体障害者手帳1・2級の合併障害のある方および身体障害者手帳1・2級で寝たきりの状態にある方 ◇ 利用回数 3か月に1回 ◇ 費用 1回につき500円 ◇ お問い合わせ 地域ふくし課

※1 申請月の翌月から対象となります。ただし、要介護4以上の認定有効期間が申請月の翌月の場合は、認定有効期間開始月の翌月から対象となります。

高齢者支援サービス

各サービスや支援を受けるためには申請が必要です。

緊急通報システムの設置



ひとり暮らしの方の万一の場合に備え、緊急通報装置を設置します。

◇ 使用方法 緊急時にスイッチを押すと、コールセンターに通報されます。

対 象 者	費 用
・ 65歳以上のひとり暮らしの方 ・ ひとり暮らしの重度身体障害の方	住民税が非課税の方・・・無料 住民税が課税の方・・・有料
・ 要介護者がいる高齢者世帯 ・ 常時昼間独居となる65歳以上の方 がいる世帯	住民税が非課税の世帯・・・無料 (課税世帯は利用できません)

※固定電話が設置されていることが必要です。

※固定電話が設置されていない方には、携帯型の緊急通報システムがあります。

◇ お問い合わせ 地域ふくし課

救急医療情報キット

救急医療情報キット（安心キット）を65歳以上のひとり暮らしの方などを対象に無料で配布します。

◇ 使用方法

「かかりつけ医」「薬の情報」「持病」「緊急連絡先」などを記載した救急情報シートを専用の容器に入れ、それを救急隊が見つけやすい冷蔵庫に保管しておくことで救急時に備えます。

◇ 配布を受けられる方

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 65歳以上の方のみの世帯に属する方
- ・ 65歳以上の方で昼間に独居になる方など

◇ お問い合わせ 地域ふくし課

電磁調理器の給付

自宅で生活している高齢者が、安全に過ごすことができるよう電磁調理器を給付します。

◇ 給付を受けられる方

住民税が非課税で65歳以上のひとり暮らしの方

◇ 費用 無料

◇ 給付を受けた場合は、元栓を閉じ、調理時にガスを使用しないようにしてください。

◇ お問い合わせ 地域ふくし課

タクシー料金の助成

高齢者の日常生活を容易にするため、タクシー料金の一部を助成します。

◇ 助成を受けられる方 85歳以上の方

◇ 内容

距離制運賃における初乗運賃相当額及び送迎回送料金（上限200円）のチケットをお渡しします。（1冊48枚綴）

◇ お問い合わせ 地域ふくし課

※令和7年4月1日からいこまいCARとの並行登録が可能になります。

いこまいCARは江南市内をタクシーメーターの運賃の半額で利用できます。詳しくは都市計画課までお問合せください。



高齢者見守りシールの交付

ひとり歩きの恐れがある高齢者に、見守りシールを交付します。

◇ 対象者

市内に住所を有し、在宅生活をしている、認知症により行方不明となる恐れのある概ね65歳以上の方

※上記の条件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・要介護認定における主治医の意見書または要介護認定調査員の調査結果のいずれかで、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方
- ・要介護認定における認定調査の「徘徊」「外出して戻れない」のどちらかの項目において、「ある」または「ときどきある」に該当する方
- ・主治医より認知症の診断を受けた方（要介護認定における主治医意見書の診断名に「認知症」と記載がある、または、認知症の診断書を持参）

◇ 事業内容

QRコードのついた見守りシール（耐洗30枚、蓄光10枚）を交付します。

◇ お問い合わせ 介護保険課

認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしてご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償します。

◇ 対象者

次のすべてに該当する方

- ・江南市に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている
- ・「江南市高齢者等見守りシール交付事業」に登録している

◇ 補償金額

1事故あたり 最大1億円

※江南市が保険契約者となり、保険料を負担するため
自己負担はありません。

◇ 補償期間

申請日から年度末まで（毎年更新）

◇ お問い合わせ 地域ふくし課



集合住宅住み替え助成

アパートや団地の2階以上に住む方の引越し費用を助成します。

◇ 対象者

市内に住所を有する、次のすべてに該当する方

- ・エレベーターのない集合住宅の2階以上に居住
- ・本人および同居する家族が住民税非課税
- ・身体等の状況により日常生活に支障がある65歳以上
- ・生活保護の受給でない

◇ 住み替え先の住宅

- ①エレベーターのある集合住宅
- ②集合住宅の1階部分
- ③戸建て住宅

◇ 助成額 引越し費用の9割（12万円まで）

◇ お問い合わせ 地域ふくし課

※申請する場合は事前にご相談ください。



高齢者住宅改善助成

要介護認定を受けていない方の住宅の改善費用を助成します。

◇ 対象者

介護保険の要介護認定を受けていない65歳以上の方で、生計中心者の住民税が非課税の方

◇ 対象事業

介護や自立した生活を安全かつ容易にするための居室の改造および浴室、トイレの改善など

◇ 助成額 対象経費の9割（18万円まで）

◇ お問い合わせ 地域ふくし課

※着工前に申請が必要です。



難聴高齢者 補聴器購入費助成

法律に基づく補聴器の支給対象とならない難聴高齢者に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。

◇ 対象者

市内に居住し、住所を有する65歳以上の方で、次のすべてに該当する方

- ・ 市民税非課税世帯に属する方
- ・ 以下の①又は②に該当し、身体障害者手帳の対象とならない方
 - ①両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満
 - ②片耳の聴力レベルが70デシベル以上で、
他方の耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満
- ・ 医師により、補聴器の装用を必要と認められた方
- ・ 障害者総合支援法に規定する補装具の支給対象でない方
- ・ 労働者災害補償保険法、その他の法令に基づく補聴器の購入に係る助成を受けていない方
- ・ 過去に助成を受けた方は、決定から5年を経過し、現在使用している補聴器が有用でないこと

◇ 助成額

補聴器購入費の1/2（上限 3万円） ※購入のみ（修理は対象外）

◇ 申請方法

購入前に申請書、意見書、見積書を地域ふくし課へ提出してください。

※補聴器の必要性について必ず購入前に医師に相談し、医師の意見書をご用意ください。

※申請に必要な意見書の作成費用は、申請者負担となります。

◇ お問い合わせ 地域ふくし課

購入前の申請が
必要です



高齢者生きがい活動

.....

老人クラブ活動



- ◆ 入会できる方 おおむね60歳以上の方
- ◆ 内容 奉仕活動、健康増進、レクリエーションなど、生きがいを高めるために、地域の高齢者がおおむね30人以上で結成したクラブ活動です。次の15クラブがあり、生きがい芸能発表会などを開催しています。
- ◆ クラブ名 ①将棋 ②囲碁 ③歌謡 ④詩吟 ⑤書道 ⑥和ダンス
⑦茶道 ⑧民踊 ⑨日本舞踊 ⑩銭太鼓 ⑪社交ダンス
⑫大正琴 ⑬日舞体操 ⑭華道 ⑮カラオケ
- ◆ お問い合わせ 各地域の老人クラブ

シルバー人材センター



技能や経験を生かし、働くことで地域社会に貢献し、健康や生きがいを高めます。

- ◆ センターの会員 おおむね60歳以上で働く意欲のある方
- ◆ 仕事の内容 草取り、剪定、大工、草刈、清掃などの臨時的・短期的な仕事。会員は事前に自分の希望する仕事を登録し、センターからの連絡で引き受けることができる仕事をしていただきます。
- ◆ 働いたお金 会員は自分で従事した仕事に応じ、シルバー人材センターから配分金を受け取ります。
- ◆ お問い合わせ シルバー人材センター（高齢者生きがい活動センター内）
☎0587-56-2155

地域の支え合い活動

地域の支え合いを増やしていけるよう、江南市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域の方と一緒に話し合いながら、活動の立ち上げをサポートしていきます。

<サポート例>

- ・高齢者の居場所づくり（ふれあいいきいきサロンなど）
- ・見守り活動（訪問や声かけ）
- ・生活の支援（ごみ出しや電球交換、買い物代行など）

◆お問い合わせ

江南市社会福祉協議会 ☎0587-55-5262

メモ



介護保険外の支援

.....

各支援を受けるためには申し込みが必要です。認定基準など詳しくは、それぞれの担当課へお問い合わせください。

ふれあい収集

◇要介護認定（要介護1以上）を受けているひとり暮らしの方のうち、自ら分別ごみ（資源ごみ等）を地区の資源ごみ集積場所まで持ち出すことができず、身近な人などの協力が得られない世帯の方は、市職員が玄関先まで出向き分別ごみの戸別収集を行います。

※同居者がいる場合でも、該当する方のみで構成される世帯は対象となります。

※他にも対象となる要件があります。

◇ お問い合わせ先

環境事業センター（☎0587-54-1111 内線407）

特別障害者手当

◇ 20歳以上で精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活において在宅で常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して支給される手当です。所得制限などの基準があります。

長期入院、施設入所により資格喪失となる場合があります。

※病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院された場合は受給資格を喪失します。

※入所された施設によっては、資格喪失となる場合があります。

◇ お問い合わせ先 ふくし支援課（☎0587-50-0247）

医療費助成

◇ 要介護4又は5の認定を受けている方、または医師の証明により日常生活の自立度が同等と認められた方で、寝たきり又は認知症により生活介護を3か月以上継続して受けている方は、保険診療分の医療費自己負担額が助成されます。所得制限などの基準があります。

◇ お問い合わせ先 保険年金課（☎0587-50-0253）

介護保険外の施設

ケアハウス（軽費老人ホーム）

◇ 入所の対象となる方

家庭環境や住宅事情などの理由により、家庭で生活することが難しい
60歳以上の方が入所する施設です。

◇ 費用 負担額は施設によって異なります。

◇ 市内の施設

・ケアハウス「ジョイフル江南」（河野町）☎0587-57-3301

・ケアハウス「ふじの郷」（上奈良町）☎0587-55-5100

※詳しくは、各施設へお問い合わせください。

有料老人ホーム

費用や入所条件は施設によって異なります。

入所の相談や申込みは、施設へお問い合わせください。



江南市地域包括支援センター

地域包括支援センターは高齢者の身近な相談窓口です。
介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

江南市の地域包括支援センターは、3か所設置されています。
お住まいの地区により、担当が決まっています。



○ 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2の方や、総合事業対象者の方が、自立して生活できるよう支援します。

○ 総合相談・支援

介護に関することや、高齢者・その家族の相談を受けます。

○ 権利擁護、虐待防止

虐待防止や虐待の早期発見など必要な援助を行います。

○ 包括的・継続的マネジメント

適切なサービスを継続できるように、関係機関と連携していきます。

江南北部

地域包括支援センター

(フラワーコート江南内)

☎ 0587-57-2155

業務時間：9:00～18:00

定休日：日曜日

<担当地区>

後飛保町 藤ヶ丘 松竹町
河野町 宮田町 村久野町
宮田神明町 東野町(岩見)
前飛保町(河原、栄、寺前、寺町、
西町) 小杵町
勝佐町 鹿子島町 草井町
小脇町 慈光堂町 般若町
中般若町 和田町

江南中部

地域包括支援センター

(江南厚生病院内)

☎ 0587-51-3322

業務時間：8:30～17:00

定休日：土曜日・日曜日・祝日

<担当地区>

赤童子町(大堀、御宿、
福住、藤宮、南野、南山)
石枕町 尾崎町 北野町
古知野町 山王町 高屋町
野白町 飛高町 前野町
宮後町 前飛保町(緑ヶ丘、藤
町)
江森町 山尻町

江南南部

地域包括支援センター

(佐藤病院内)

☎ 0587-55-5470

業務時間：

(平日) 8:30～17:30

(土曜日) 8:30～12:30

定休日：日曜日・祝日

<担当地区>

赤童子町(大間、栄、桜道、白
山、良原) 大間町 上奈良町
大海道町 東野町(岩見除く)
島宮町 今市場町 木賀本郷町
木賀町 木賀東町 小郷町
北山町 五明町 曾本町
田代町 小折町 小折東町
小折本町 中奈良町
布袋下山町 天王町 布袋町
南山町 安良町 寄木町
力長町